

平成 28 年度の法人の経営状況（総括表）

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額(千円)
(1) 事業活動資金収支差額	187,335
① 事業活動収入	1,188,445
・介護報酬等の公費(※)	1,170,271
・利用者負担金(※)	10,665
・その他収入	7,509
② 事業活動支出	1,001,109
・人件費支出	802,016
・事業費支出	117,241
・利用者負担軽減額	
・その他支出	81,852
(2) 施設整備等資金収支差額	▲ 158,110
① 施設整備等収入	59,488
・施設整備補助金等の公費	59,488
・その他収入	
② 施設整備等支出	217,598
(3) その他の活動資金収支差額	15,102
① その他の活動収入	100,801
② その他の活動支出	85,699
当期末資金収支差額	44,327
前期末支払資金残高	192,847
当期末支払資金残高	237,175

(※) 医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額(千円)
(1) サービス活動増減差額	143,845
① サービス活動収益	1,188,839
② サービス活動費用	1,044,994
減価償却費	49,334
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 14,649
その他サービス活動費用	1,010,309
(2) サービス活動外増減差額	▲ 1,672
① サービス活動外収益	629
② サービス活動外費用	2,302
(3) 特別増減差額	20,727
① 特別収益	59,488
② 特別費用	38,760
当期活動増減差額	162,900
前期繰越活動増減差額	587,665
当期末繰越活動増減差額	750,565
基本金取崩額	
その他の積立金取崩額	100,801
その他の積立金積立額	76,000
次期繰越活動増減差額	775,366

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額(千円)
(1) 資産の部	2,448,164
① 流動資産	260,120
② 固定資産	2,188,044
(2) 負債の部	182,307
① 流動負債	64,412
② 固定負債	117,894
(3) 純資産の部	2,265,857
減価償却累計額	568,850

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額(千円)	積立計画の有無	積立目標額(千円)	施設整備の場合		
					整備事由	整備時期	整備対象施設名
人件費積立金	賞与・退職一時金に備えるため	103,120					全施設
修繕費積立金	施設建物、備品の修繕に備えるため	76,000					
備品購入等積立金	施設設備の購入に備えるため	25,000					
保育所施設・設備整備積立金	施設及び設備の購入に備えるため	263,569			建替		みつばち保育園、箕面保育園

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施	○		
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施			
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 ( )			

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「－」を記載している。

# 社会福祉法人あおば福祉会 定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 一時預かり事業の経営

### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人あおば福祉会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府堺市北区新金岡町4丁1番6号に置く。

## 第2章 役 員 及 び 職 員

### (役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 9名

(2) 監 事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

### (役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるときは、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び堺市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、19名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

## 第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 大阪府堺市北区新金岡町四丁1番8所在の鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根3階建、新金岡センター保育園園舎（1階894.97㎡及び倉庫3.7㎡、2階378.54㎡）
- (2) 大阪府堺市北区新金岡町四丁1番8所在の新金岡センター保育園敷地（2,

030.29㎡)

- (3) 大阪府豊中市夕日丘1丁目694番地7所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建、おひさま保育園園舎(1階365.73㎡、2階323.77㎡、3階25.50㎡)
  - (4) 大阪府豊中市夕日丘1丁目694番7所在のおひさま保育園敷地(694.50㎡)
  - (5) 大阪府豊中市岡町北1丁目98所在のおひさま岡町保育園園舎(1階172.96㎡ 2階125.13㎡)
  - (6) 大阪府豊中市岡町北1丁目97番(127.40㎡) 98番(105.81㎡) 101番2(93.61㎡) 101番3(13.08㎡) 102番3(92.31㎡)所在のおひさま岡町保育園敷地
  - (7) 大阪府豊中市岡町南三丁目21番(232.39㎡) 所在のおひさま岡町保育園分園敷地
  - (8) 大阪府豊中市岡町南三丁目21番地所在の鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建、おひさま岡町保育園分園園舎(1階102.55㎡、2階131.85㎡)
  - (9) 大阪府堺市堺区田出井町698番地105所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建、おおぞら保育園・おおぞら夜間保育園園舎(1階451.75㎡、2階427.17㎡、3階77.44㎡)
  - (10) 大阪府堺市堺区田出井町698番80(64.09㎡) 100(1.90㎡) 105(748.31㎡) 106(48.58㎡) 177(2.7㎡) 178(47.42㎡) 所在のおおぞら保育園・おおぞら夜間保育園敷地 計913㎡
  - (11) 大阪府箕面市瀬川三丁目611番地2所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建瀬川保育園園舎(1階696.25㎡、2階484.41㎡) 附属建物倉庫コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建(8.50㎡)
  - (12) 大阪府松原市三宅西二丁目466番地4、466番地5所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造コンクリート屋根・ルーフィングぶき2階建みつばち保育園園舎(1階280.70㎡、2階308.80㎡) 附属建物物置鉄筋コンクリート造陸屋根平家建(8.00㎡)
  - (13) 箕面市箕面五丁目1255番地、1254番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建、箕面保育園園舎(1階625.67㎡、2階332.25㎡)
- 3 運用財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 収益事業用財産は、第27条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるために、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、堺市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、堺市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、法人事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理

事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第5章 収益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産賃貸業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、堺市長の認可を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、堺市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を堺市長に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人あおば福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	青 木 一
理 事	秋 葉 英 則
理 事	塩 田 志 朗
理 事	徳 畑 智 子
理 事	平 林 敬 子
理 事	横 田 昌 子
理 事	山 梨 九 郎
監 事	田 中 正 三
監 事	砂 塚 伸 夫

## 貸借対照表

平成28年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人あおば福祉会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減		当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動資産	260,120,180	253,216,553	6,903,627	流動負債	64,412,914	97,170,304	△ 32,757,390
現金預金	198,722,918	193,666,850	5,056,068	事業未払金	20,504,668	60,043,859	△ 39,539,191
事業未収金	60,183,863	58,595,804	1,588,059	1年以内返済予定設備資金借入金	12,800,000	12,800,000	0
未収金	115,908	0	115,908	1年以内返済予定リース債務	207,900	207,900	0
立替金	610,921	0	610,921	預り金	24,030	15,010	9,020
預け金	230,160	230,160	0	職員預り金	186,815	305,358	△ 118,543
前払費用	250,410	361,990	△ 111,580	仮受金	2,229,301	4,677	2,224,624
仮払金	6,000	361,749	△ 355,749	賞与引当金	28,460,200	23,793,500	4,666,700
固定資産	***,***,***	***,***,***	97,285,046	固定負債	117,894,308	131,048,128	△ 13,153,820
基本財産	***,***,***	***,***,***	95,269,715	設備資金借入金	49,000,000	61,800,000	△ 12,800,000
土地	489,094,467	458,378,390	30,716,077	長期運営資金借入金	22,246,299	26,356,299	△ 4,110,000
建物	649,420,945	584,867,307	64,553,638	リース債務	502,425	710,325	△ 207,900
その他の固定資産	***,***,***	***,***,***	2,015,331	退職給付引当金	46,145,584	42,181,504	3,964,080
建物附属設備	456,513,684	454,951,067	1,562,617	負債の部合計	182,307,222	228,218,432	△ 45,911,210
構築物	31,945,294	17,795,500	14,149,794	純 資 産 の 部			
機械及び装置	9,384,220	5,318,460	4,065,760	基本金	520,252,430	520,252,430	0
車輛運搬具	822,593	421,405	401,188	国庫補助金等特別積立金	502,547,531	515,347,715	△ 12,800,184
器具及び備品	37,518,050	32,557,498	4,960,552	その他の積立金	467,690,564	492,492,345	△ 24,801,781
建設仮勘定	2,494,800	4,600,000	△ 2,105,200	人件費積立金	103,120,735	98,120,735	5,000,000
有形リース資産	709,495	917,810	△ 208,315	修繕費積立金	76,000,000	76,000,000	0
権利	76,000	76,000	0	備品購入等積立金	25,000,000	25,000,000	0
ソフトウェア	451,670	220,490	231,180	保育所施設・設備整備積立金	263,569,829	293,371,610	△ 29,801,781
保育所繰越積立資産	204,120,735	199,120,735	5,000,000	次期繰越活動増減差額	775,366,911	587,665,063	187,701,848
保育所施設・設備整備積立資産	263,569,829	293,371,610	△ 29,801,781	(うち当期活動増減差額)	162,900,067	101,990,564	60,909,503
その他の固定資産	17,280	0	17,280	純資産の部合計	***,***,***	***,***,***	150,099,883
退職共済預け金	41,905,416	38,163,160	3,742,256				
資産の部合計	***,***,***	***,***,***	104,188,673	負債及び純資産の部合計	***,***,***	***,***,***	104,188,673

決 算 報 告 書

自 平成 27 年 4 月 1 日  
至 平成 28 年 3 月 31 日

社会福祉法人 あおば福祉会

## 資金収支計算書

(自)平成27年 4月 1日 (至)平成28年 3月31日

法人名：社会福祉法人あおば福祉会

(単位： 円)

勘定科目		予 算	決 算	差 異	備 考
事業活動による収入	保育事業収入	1,132,175,511	1,180,935,585	△ 48,760,074	
	借入金利息補助金収入	386,000	243,000	143,000	
	経常経費寄附金収入	5,850,000	6,880,480	△ 1,030,480	
	受取利息配当金収入	348,400	265,086	83,314	
	その他の収入	120,000	121,150	△ 1,150	
	事業活動収入計	1,138,879,911	1,188,445,301	△ 49,565,390	
事業活動による支出	人件費支出	811,791,280	802,016,417	9,774,863	
	事業費支出	120,514,800	117,241,871	3,272,929	
	事務費支出	88,678,520	80,623,616	8,054,904	
	支払利息支出	1,511,750	1,227,850	283,900	
	事業活動支出計	1,022,496,350	1,001,109,754	21,386,596	
	事業活動資金収支差額	116,383,561	187,335,547	△ 70,951,986	
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入	58,788,000	59,488,000	△ 700,000	
	施設整備等収入計	58,788,000	59,488,000	△ 700,000	
	設備資金借入金元金償還支出	12,800,000	12,800,000	0	
	固定資産取得支出	207,924,000	204,590,431	3,333,569	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	500,000	207,900	292,100	
	施設整備等支出計	221,224,000	217,598,331	3,625,669	
施設整備等資金収支差額	△ 162,436,000	△ 158,110,331	△ 4,325,669		
その他の収入	積立資産取崩収入	99,804,000	100,801,781	△ 997,781	
	その他の活動収入計	99,804,000	100,801,781	△ 997,781	
活動による支出	長期運営資金借入金元金償還支出	0	4,110,000	△ 4,110,000	
	積立資産支出	34,000,000	76,000,000	△ 42,000,000	
	その他の活動による支出	5,534,800	5,589,280	△ 54,480	
	その他の活動支出計	39,534,800	85,699,280	△ 46,164,480	
	その他の活動資金収支差額	60,269,200	15,102,501	45,166,699	
	予備費支出	0	—	0	
当期資金収支差額合計	14,216,761	44,327,717	△ 30,110,956		
前期末支払資金残高	189,807,199	192,847,649	△ 3,040,450		
当期末支払資金残高	204,023,960	237,175,366	△ 33,151,406		

## 事業活動計算書

(自)平成27年 4月 1日 (至)平成28年 3月31日

法人名：社会福祉法人あおぼ福祉会

(単位： 円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減
サービス活動増減の部	収益			
	保育事業収益	1,181,959,295	1,125,918,369	56,040,926
	収益事業収益	0	750,000	△ 750,000
	経常経費寄附金収益	6,880,480	6,129,740	750,740
	サービス活動収益計	1,188,839,775	1,132,798,109	56,041,666
	費用			
	人件費	812,443,719	794,654,883	17,788,836
	事業費	117,241,871	120,823,442	△ 3,581,571
	事務費	80,623,616	78,611,028	2,012,588
	減価償却費	49,334,978	46,978,226	2,356,752
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 14,649,984	△ 12,522,211	△ 2,127,773	
サービス活動費用計	1,044,994,200	1,028,545,368	16,448,832	
サービス活動増減差額	143,845,575	104,252,741	39,592,834	
サービス活動外増減の部	収益			
	借入金利息補助金収益	243,000	296,000	△ 53,000
	受取利息配当金収益	265,086	251,025	14,061
	その他のサービス活動外収益	121,150	157,490	△ 36,340
	サービス活動外収益計	629,236	704,515	△ 75,279
	費用			
	支払利息	1,227,850	1,453,000	△ 225,150
	その他のサービス活動外費用	1,074,212	865,763	208,449
	サービス活動外費用計	2,302,062	2,318,763	△ 16,701
	サービス活動外増減差額	△ 1,672,826	△ 1,614,248	△ 58,578
経常増減差額	142,172,749	102,638,493	39,534,256	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	59,488,000	105,859,000	△ 46,371,000
	施設整備等寄附金収益	0	20,600,000	△ 20,600,000
	特別収益計	59,488,000	126,459,000	△ 66,971,000
	費用			
	基本金組入額	0	20,600,000	△ 20,600,000
固定資産売却損・処分損	36,910,882	199,049	36,711,833	
国庫補助金等特別積立金積立額	1,849,800	106,307,880	△ 104,458,080	
特別費用計	38,760,682	127,106,929	△ 88,346,247	
特別増減差額	20,727,318	△ 647,929	21,375,247	
当期活動増減差額	162,900,067	101,990,564	60,909,503	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額	587,665,063	492,674,499	94,990,564
	当期末繰越活動増減差額	750,565,130	594,665,063	155,900,067
	基本金取崩額	0	0	0
	その他の積立金取崩額	100,801,781	44,500,800	56,300,981
	その他の積立金積立額	76,000,000	51,500,800	24,499,200
	次期繰越活動増減差額	775,366,911	587,665,063	187,701,848

社会福祉法人現況報告書  
平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市	
法人名	社会福祉法人 あおば福祉会	〒 591 - 8021 大阪府堺市北区新金岡町4丁目6番6号
ホームページアドレス	<a href="http://aoba.link/">http://aoba.link/</a>	メールアドレス <a href="mailto:aoba-honbu@iaa.itkeeper.ne.jp">aoba-honbu@iaa.itkeeper.ne.jp</a>
設立認可年月日	昭和55年4月1日	設立登記年月日 昭和55年4月30日
代表者	氏名 藤浦 修一	年齢 55
	公表/非公表 非公表	住所 堺市堺区大仙中町10-1-404
	公表/非公表 非公表	職業 会社員
		就任年月日 平成25年2月27日

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態		
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施	
児童福祉	第一種								
	第二種	保育所	新金岡センター保育園	公表	堺市北区新金岡町4丁目6	昭和55年4月1日	160		
		保育所	おひさま保育園	公表	豊中市夕日丘1丁目13-15	平成10年4月1日	90		
		保育所	おひさま岡町保育園	公表	豊中市岡町北1丁目12-27	平成13年4月1日	50		
		保育所	おおぞら保育園	公表	堺市堺区田出井町2-45	平成14年4月1日	90		
		保育所	おおぞら夜間保育園	公表	堺市堺区田出井町2-45	平成14年4月1日	20		
		保育所	瀬川保育園	公表	箕面市瀬川3丁目2-6	平成19年4月1日	160		
		保育所	みつばち保育園	公表	松原市三宅西2丁目466-4	平成25年4月1日	90		
		保育所	箕面保育園	公表	箕面市箕面5丁目12-30	平成26年4月1日	120		
保育所	おひさま岡町保育園分園	公表	豊中市岡町南3丁目1-25	平成26年4月1日	40				
老人福祉	第一種								
	第二種								
障害者福祉	第一種								
	第二種								
その他	第一種								
	第二種								

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ( )					
収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ( )					
その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ( )					



	定員	現員				親族等特別関係者の有無		理事の親族	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員会への出席回数
	19	19	氏名	職業	任期	親族	他の社会福祉法人の役員		その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表				
評議員			藤浦 修一	会社員	H27.2.21 ~ H29.2.20		○											2
			浅灘 みね子	他法人理事	H27.2.21 ~ H29.2.20		○											0
			瀧澤 直子	団体職員	H27.2.21 ~ H29.2.20			○										1
			山本 涼子	他保育園園長	H27.2.21 ~ H29.2.20			○										2
			江口 裕之	団体職員	H27.2.21 ~ H29.2.20			○										1
			橋口 千佳	団体職員	H27.2.21 ~ H29.2.20			○										1
			樋口 和恵	団体職員	H27.2.21 ~ H29.2.20			○										2
			山岡 喜美江	法人事務局	H27.2.21 ~ H29.2.20			○								○	○	2
			伊是名 勝子	法人事務局	H27.2.21 ~ H29.2.20			○								○	○	2
			平林 敬子	無職	H27.2.21 ~ H29.2.20			○			○							2
			岡 悦子	おおぞら園長	H27.2.21 ~ H29.2.20			○					○				○	2
			三宅 里美	おひさま園長	H27.2.21 ~ H29.2.20			○					○				○	1
			土田 明子	新金岡センター園長	H27.2.21 ~ H29.2.20			○					○				○	2
			岡 千加雄	法人事務局	H27.2.21 ~ H29.2.20			○							○		○	2
			福井 茂	箕面園長	H27.2.21 ~ H29.2.20			○					○				○	1
			松本 さえ子	弁護士	H27.2.21 ~ H28.2.20			○		○								2
			鳥居 義昭	税理士	H27.2.20 ~ H28.2.20			○		○								0
		奥田 嘉子	会社員	H27.2.21 ~ H29.2.20			○						○				2	
		吉住 とし子	みつばち園長	H27.2.21 ~ H29.2.20			○										2	
		寛 加代	瀬川園長	H27.2.21 ~ H29.2.20			○										2	
施設長	施設名		氏名		就任年月日		法令等に定める資格の有無											
	新金岡センター保育園		土田 明子		H22.4.1		有											
	おひさま保育園		三宅 里美		H19.4.1		有											
	おひさま岡町保育園		宇野 美雪		H27.4.1		有											
	おおぞら保育園		岡 悦子		H18.4.1		有											
	おおぞら夜間保育園		岡 悦子		H18.4.1		有											
	瀬川保育園		寛 加代		H26.4.1		有											
	みつばち保育園		吉住とし子		H25.4.1		有											
	箕面保育園		福井 茂		H26.4.1		有											
	おひさま岡町保育園分園		宇野 美雪		H27.4.1		有											
職員	常勤専従		非常勤															
	1		換算数															
	施設		49		84													
理事会	開催年月日		出席者数		監事出席の有無		決議事項											
	H27.2.28		9		0		平成27年度 事業計画と収支予算 法人役員体制											
	H27.3.24		9		0		新金岡センター保育園 入札実施報告及び工事請負契約締結											
	H27.5.23		9		0		平成26年度 事業報告と収支決算 夏期一時金について 役員報酬について											
	H27.7.18		8		1		各種規程 処遇改善費について おおぞら保育園の土地購入について											
	H27.9.5		9		0		就業規則について 社会福祉法人改革について かつばち保育園の運営について 柳屋元保育所調不良室についての足取											
	H27.10.8		8		0		瀬川保育園のリースベース改修工事について 入札実施報告及び工事請負契約締結											
	H27.10.24		9		0		瀬川保育園のリースベース改修工事について 入札結果											
評議員会	開催年月日		出席者数		監事出席の有無		決議事項											
	H27.2.21		16		有		平成27年度 事業計画と収支予算 法人役員体制											
	H27.5.23		15		有		平成26年度 事業報告と収支決算 夏期一時金について 役員報酬について											
監事監査	監査年月日		監査者		監査報告の有無		指摘事項				改善事項							
	H28.5.13		佐々木匠 松本さえ子		有		定款の変更の継続、完了				定款変更継続							

IV 資産管理

平成 年3月31日現在

不動産の所有状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況					
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認の有無	
基本財産	土地	堺市新金岡町4丁目1番8号	2030.29	106,894	昭和55年4月1日				
		豊中市夕日丘1丁目694番7	694.50	105,386	平成10年4月1日	7,500	(独)福祉医療機構	2017年11月26日	有
		豊中市岡町北1丁目97番、98番、101番2、101番3	339.9	70,230	平成13年4月1日	16,800	(独)福祉医療機構	2021年4月10日	有
		豊中市岡町南3丁目21番	232.39	45,868	平成26年4月1日				
		堺市田出井町698番地10宅地	862.88	130,000	平成14年4月1日	37,500	(独)福祉医療機構	2022年2月10日	有
		豊中市岡町北1丁目102宅地	92.31	18,399	平成28年2月26日				
	建物	堺市堺区田出井町698番地宅地	50.12	12,316	平成28年3月29日				
		堺市新金岡町4丁目1番8号	1277.21	121,401	昭和55年4月1日				
		豊中市夕日丘1丁目694番7	715.00	135,883	平成10年4月1日				
		豊中市岡町北1丁目97番、98番、101番2、101番3	298.09	55,678	平成13年4月1日				
		豊中市岡町南3丁目21番	234.40	109,158	平成26年4月1日				
		堺市堺区田出井町698番地105	956.36	137,441	平成14年4月1日				
		箕面市瀬川3丁目611番2	1189.16	19,608	平成18年4月1日				
		松原市三宅西2丁目466番4号	597.50	16,399	平成25年4月1日				
運用財産	箕面市箕面5丁目12-30	957.92	17,839	平成26年4月1日					
公益事業用財産	土地								
	建物								
収益事業用財産	土地								
	建物								



# 事業リスト

## 児童福祉

第一種	乳児院	
	母子生活支援施設	
	児童養護施設	
	障害児入所施設	
	情緒障害児短期治療施設	
	児童自立支援施設	
	第二種	障害児通所支援事業
		障害児相談支援事業
		児童自立生活援助事業
		放課後児童健全育成事業
子育て短期支援事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
地域子育て支援拠点事業		
一時預かり事業		
小規模住居型児童養育事業		
小規模保育事業		
病児保育事業		
子育て援助活動支援事業		
助産施設		
保育所		
児童厚生施設		
児童家庭支援センター		
児童の福祉の増進について相談に応ずる事業		
母子家庭等日常生活支援事業		
寡婦日常生活支援事業		
母子福祉施設		
幼保連携型認定こども園		

## 老人福祉

第一種	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
第二種	老人居宅介護等事業
	老人デイサービス事業
	老人短期入所事業
	小規模多機能型居宅介護事業
	認知症対応型老人共同生活援助事業
	複合型サービス福祉事業
	老人デイサービスセンター
	老人短期入所施設
	老人福祉センター
	老人介護支援センター

## 障害者福祉

第一種	障害者支援施設
	障害福祉サービス事業
第二種	一般相談支援事業
	特定相談支援事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター
	福祉ホーム
	身体障害者生活訓練等事業
	手話通訳事業
	介助犬訓練事業
	聴導犬訓練事業
	身体障害者福祉センター
	補装具製作施設
	盲導犬訓練施設
	視聴覚障害者情報提供施設
	身体障害者の更生相談に応ずる事業
	知的障害者の更生相談に応ずる事業

## その他

第一種	救護施設	
	更生施設	
	生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設	
	生計困難者に対して助葬を行う事業	
	婦人保護施設	
	授産施設	
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	
	共同募金を行う事業	
	第二種	生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
		生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業		
生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業		
認定生活困窮者就労訓練事業		
隣保事業		
福祉サービス利用援助事業		
他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業		
市町村社協		社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
		社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
	社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成	
	社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業	
都道府県社協	社会福祉法第109条第1項各号の事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの	
	社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修	
	社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言	
	市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整	
	福利サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施するために必要な事業	
全社協	社会福祉を目的とする事業を営業者がその行った福祉サービスの提供に要した費用に関して請求の事務の代行等	
	都道府県社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整	